

平成 30 年度石垣市立幼稚園・認定こども園給食調理業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 石垣市幼稚園・市立認定こども園給食調理業務委託について

石垣市は子ども・子育て支援新制度の施行に基づき、子育て支援を推進するため、市立幼稚園6園・市立認定こども園2園の給食の提供する事業です。

主な内容は、民間事業者が食材料を発注し、民間事業者の調理場において給食調理を行い、弁当等に盛り付けた給食を各幼稚園に配送し、園児・職員へ提供し、給食終了後、容器の回収及び洗浄するものです。

対象の幼稚園は、6園、平成 30 年度の1日あたりの給食提供数は約 150 食を想定しています。

給食調理業務委託事業者の募集・選考は、対象の幼稚園を公募型プロポーザル方式により行います。業務受託を希望する事業者は申込をしてください。

応募事業者からの提案書類をもとに、ヒアリングを実施したうえで総合的に評価し、安心・安全な幼稚園給食の調理業務を継続して行うことができる最も優れた事業者を選定し、契約候補者として特定します。

給食開始は、平成 30 年4月 12 日(木)を予定しています。

2. 契約名

石垣市幼稚園・認定こども園給食調理業務委託

3. 委託業務内容

平成 30 年度石垣市立幼稚園・認定こども園給食調理業務委託仕様書のとおり

4. 契約期間

契約締結日より平成 31 年3月 29 日まで

5. 見積予定額

1食あたり、400円(消費税及び地方消費税を含む)

6. 参加資格要件

参加事業者は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1)食品衛生法第52条に規定する「飲食営業の許可(弁当調製配達の許可)」を保健所から受けていること。
- (2)過去3年間、食品衛生に関し行政処分を受けていないこと。

7. 失格要件

前号の規定にかかわらず、次に掲げる条件のいずれかに該当する場合は、参加資格を有しない。

- (1)沖縄県内及び石垣市内に本店及び支店がないもの
- (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (3)参加申込書提出日から契約締結日までの間において、石垣市から指名停止措置を受けていない者
- (4)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成11年法律第 225 号)に基づき、更生手続の開始又は再生申立てがなされた者

- (5)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。)又はその 構成員、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者が経営、運営に関係している者。

#### 8. 資料配布

公募型プロポーザル実施要領等の資料を次のとおり配布します。

【配布期間】平成 30 年 4 月 2 日(月)から 4 月 6 日(金)まで

【配布方法】石垣市ホームページ及び子育て支援課窓口にて配布

#### 9. 質問の受付

【受付期間】平成 30 年 4 月 2 日(月)から 4 月 6 日(金)まで

【提出先】石垣市役所 福祉部 こども未来局 子育て支援課 幼保連携係

【提出方法】様式2「質問書」をFAX 82-8055 で提出。

#### 10. 質問の回答

【回答日】平成 30 年4月 5 日(金)

【回答方法】受付期間内に提出された質問及びそれに対する回答を、石垣市ホームページに掲載します。なお、公表に適さないと認められる内容については個別に回答します。

#### 11. 参加意向申出書の受付

【受付期間】平成 30 年 4 月 2 日(月)から 4 月 5 日(木)まで

【提出先】石垣市役所 福祉部 こども未来局 子育て支援課 幼保連携係

【提出方法】様式1「参加意向申出書」を提出先へ持参。

#### 12. 提案書類の受付

【受付期間】平成 30 年 4 月 2 日(月)から 4 月 5 日(木)まで

【提出先】石垣市役所 福祉部 こども未来局 子育て支援課 幼保連携係

【提出方法】指定の様式及び必要書類(4~5ページ参照)を提出先へ持参。

#### 13. 審査・選定

具体的な審査は、給食調理業者選定委員会(以下「選定委員会」という)が経営状況・事業実績・調理施設や設備・給食調理体制・衛生管理体制・見積価格など審査し、委託事業者にも最もふさわしいと認められる事業者を契約候補者として選定します。

#### 14. 契約保証金

石垣市財務規則第114条第2項の規定により免除。

#### 15. 結果通知

選定結果は、参加事業者へ平成 30 年4月上旬までに書面で発送します。

#### 16. 備考

(1)本件の参加に係る経費は、すべて参加者の負担とします。

提案書類に含まれる特許権・実用新案権・意匠権・商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じる責任は、全て参加者の負担とします。

- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、本件への参加を無効とすることがあります。
- (3) 本件の参加において、企業連合といった2社(者)以上の事業者で構成される事業体での参加は受け付けません。
- (4) 受託者は、委託業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。  
また、業務の一部を他人に請け負わせるときは、厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」および、その他食品衛生および公衆衛生に関する法令等を遵守できる者に対してのみ再委託をすることができます。
- (5) 現在、幼稚園給食を担う予定の調理施設・設備・運搬車両がない場合は、市が指定する期限までに提出書類のとおり整備等を完了してください。完了の見込みがないと認められる場合には、契約を解除します。
- (6) 本件に係る情報公開請求があった場合には、情報公開制度に基づき提出書類を公開します。
- (7) 提出書類の際、追加資料を求められた場合には、提出してください。

#### 17. 提案書類

- (1) 誓約書(様式3)
- (2) 提案書(様式4)
- (3) 会社概要(様式5)
- (4) 企画書(様式6)
- (5) 添付書類 調理施設内外の写真及び平面図(調理設備の配置がわかるもの)
- (6) 見積書(様式7)
- (7) 保健所が発行する飲食業営業の許可証の写し
- (8) 食品衛生監視票の写し
- (9) 登記全部事項証明書
- (10) 定款・寄付行為・その他事業の目的・組織・業務の執行等を示す書類
- (11) 決算書類  
提出日を含む事業年度前3ヶ年度に係る事業者の「貸借対照表」「損益計算書」「法人税の確定申告書の控えの写し(確定申告の際、確定申告書に添付したすべての書類を含みます。)」
- (12) 納税証明書  
提案書類提出日が属する年度の直前の事業年度の国税納税証明書「その3の3」(法人税と消費税及び地方消費税)  
法人都道府県民税納税証明書
- (13) 食品衛生に関して行政処分を受けていないことの証明書

#### 18. 資料・様式

- 資料1 「仕様書」
- 資料2 「食材発注指示書」
- 様式1 「参加意向申出書」
- 様式2 「質問書」

- 様式3 「誓約書」
- 様式4 「提案書」
- 様式5 「会社概要」
- 様式6 「企画書」
- 様式7 「見積書」